

火花

第 31 号

1984, 3

火花

第31号 1984, 3

共産主義者同盟(火花)

◎ P L O の試練とわれわれの意見

P
1

◎ 三井三池有明炭鉱の鉱内火災事故の教訓とはなにか

P
11

◎ 自治労「84国民春闘方針案」批判

P
15

P L O の試練とわれわれの意見

I
われわれは『火花』第十五号(一九八二年七月)でつぎのように述べておいた。

「P L O 軍事組織の抵抗にもかかわらず、周到に計画・準備した作戦行動をおこない、高度に組織された戦争技術をもつブルジョア軍隊との戦闘においては敗北せざるをえなかった。……この軍事的敗北を分析し、革命戦争の戦術・闘争形態に関する教訓を引き出し、政治的好機の到来にそなえ、軍事的再編成——より強力な軍隊と巧みな戦術をつくりあげなければならない。ベイルート防衛戦の任務は、そのための教訓と部隊を生み出すことにある。」(P 四)

しかし、イスラエル軍の南部レバノン侵略に直面した当初の事態は、ここで述べたところと基本的なところで相違があったといわなければならない。それは、侵略当初P L O 軍事組織は全力をあげて

闘い、かつ敗北してベイルートに閉じこめられたのではなかったということである。少なくとも主力部隊はまさきに撤退した。だから、イスラエル侵略軍はP L O 軍事組織の主力との戦闘を経ることなしに、わずか数日でベイルートに達することができたのである。

この撤退は、優勢な敵との正面戦をさせたとか、小規模部隊による遊撃戦をおこない敵を弱らせながら後退したとかいうのではなく、したがってたとえば第二次大戦においてナチスドイツ軍の侵略にたいしソ連軍がおこなったような戦術を採用したわけでもなく、イスラエル軍は四〇キロラインで停止するだろう、まさかベイルートまでくることはあるまいという情勢判断・政治判断のもとに、さまざまなものを放置して、ただ撤退しただけであり、あけわたしたのである。放置したものの中にはソ連等からの支援物資である重火器や最新兵器もふくまれていた。

一九八二年はじめにはイスラエルの侵略作戦は日程にのせられており、四月のシナイ半島返還秒読みの体制にはいり、軍事境界線上

にはすでに数万の軍隊が集結していた。PLO自体なんともそのことに警告を発し、かつ臨戦体制をしいていた。しかも南部レバノン一帯は「フアタランド」と呼ばれるような一種の解放区であり、対イスラエル作戦の最前線軍事拠点であり、数年にわたってPLOはその軍事的強化にとりこんできた。それをあけたしたのであり、その結果ベイルート包囲を容易にしたのである。

われわれは『火花』第三号(一九八一年七月)でつぎのように述べていた。

「米帝およびシオニストのこの間の基本目標は、アラブ革命の中心であるパレスチナ革命勢力—PLOを解体することであり、PLOの活動の本拠地—解放区であるベイルートの西部地区および南部レバノンを軍事的に制圧することをめざしている。そのための一段階として……ベイルート—ダマスカス間を結ぶ道路を分断する攻撃をおこなっている。」(P十三)

「いづれにせよ米帝が『第二キャンプデービット』(註)イスラエル—ヨルダン間の和平、ヨルダン川西岸地区をヨルダンによる政治支配、イスラエルによる政治支配のもとで、ヨルダンとの連邦制の下でパレスチナ「自治区」とする案)としてさきの路線を追求している以上、イスラエル政府はその方向で動かざるをえない。しかしこの路線は、平和をもたらすものではなく、パレスチナ革命勢力をはじめとするアラブ革命勢力にたいする米帝、シオニスト、アラブ反動の攻撃を激化させるものである。とりわけレバノンにおける戦闘はより大規模・本格的なものになっていくであろう。」(同前)

この見解は、われわれが日本で好き勝手に書いた評論などではな

く、パレスチナ解放勢力、軍事組織において基本的に一致した見方であったのである。

にもかかわらず、PLO主流がこのような戦争指導をおこなったとすれば、情報が不足していたとか、力量がたりなかったとか、南レバノン軍事指揮官の判断ミスとかに帰着させることのできない、かつまた革命戦争の戦術・闘争形態をうんぬんする以前の、重要な路線上の問題と結びついていると考えざるをえない。戦争指導の政治内容および政治・軍事指導部の基本的性格こそ問われなければならない。少なくとも「一寸の土地といえども、血を流さずにはわたさない」とした中国人民戦争の指導とは異なっている。

ベイルート撤退以降のフアタ内部闘争およびPLO内対立はまさにこの点をめぐって激化している。三か月にわたる頑強なベイルート防衛戦とともに闘いぬいた後、かつ、にもかかわらずフアタコマンドの多くがアラファト指導部を批判し、「反乱派」としてしつようにアラファト派を攻撃しつづけている。この「反乱」は一九七〇年ヨルダン内戦敗北後、フアタ内部から「黒い九月」が結成されたのとは基本的に相違して、アラファト指導の性格そのものを問題とするにまで至っており、フアタ内部の階級的分化、左派勢力の成長を意味している。それは「反乱派」の要求をみれば明らかであり、これはPLOの綱領・国民憲章そのものにかかわることである。「反乱派」の要求は要旨以下のようなものである。

①議長独断による組織運営を集団指導制とする。元南部レバノン司令官更迭。②資金管理の明確化。③イスラエルと対決するため各国に分散している組織の再結集。④レーガンの和平案とフェズ憲章の拒否。

アラファトはここ数年か、米帝によるPLO認知を一貫して追

求し、アラブ反動政権の米帝への圧力と、米帝のイスラエルへの圧力とに幻想をいだいていたといわなければならない。さきのPNCでは、ヨルダンとの連邦、名目だけのパレスチナ「自治」路線を追求し、ヨルダン反動政権とパレスチナ人民を代表した交渉権の取り引きをしようとしたのである。南部レバノンの「フアタランド」や武装闘争は、このような政治交渉路線の圧力手段としての意義以上ではなかったのではないか。中央本部を敵との闘争の最前線にできるだけ近い場所ではなく、はるかにはなれたチュニスに、反動政権の監視下におくことによって、アラファトはここ数年追求してきた方向をはっきりと表明した。アラファト—ムバラク会談はまさにその象徴的できごとである。アラファト派は、米帝・シオニストへのエジプトの屈服、すなわちキャンプデービット路線を承認したのである。

しかし、キャンプデービット合意のぞんだ故サダトは、第四次中東戦争における緒戦の勝利、イスラエル労働党内閣の崩壊という「手みやげ」をもっていった。アラファトはなにを「手みやげ」にするつもりだろうか。戦場で失なったものを交渉のテーブルでとりもどすことはできな

II

PLOはヨルダンについて二度目の重要な敗北をきった。もちろんイスラエル侵略、ベイルート防衛戦をへて成長したレバノン左派勢力およびシリア等と共同した闘いはいまもつづいているし、こ

れは新たな局面をつくりだしていくにちがいない。

ヨルダンでの敗北について、かつてわれわれの同志はつぎのように報告していた。

「一九七〇年九月、ヨルダン内戦が二重権力状況を創出していたにもかかわらず、『進歩的』民族主義者、サダト—アラファト路線は、ヨルダン革命—人民の権力を掌握する気は更々なかつたばかりか、大衆武装によって切り開かれた高度な闘争の質を『戦術』にすりかえることによって蜂起を反革命に売却したのであった。即ち「パレスチナ解放闘争はパレスチナ国家を創出することが任務であり、不用意なアラブ兄弟ゲンカはイスラエルの思うつぼである」と。」(『アラブゲリラと世界赤軍—世界革命戦争への飛翔』PFLP・赤軍派編著、P四九)

一九七五年からのレバノン内戦においても、圧倒的に軍事的勝利をかちとつたにもかかわらず、それをレバノンにおける革命権力樹立に結びつけることができなかつた。これは米帝やイスラエルの全面介入というおどしに屈したシリア軍の反動的介入があったにしても、そもそもPLO主流にはレバノン左派と協力して革命権力を樹立しその一翼をになうという方針がなかつたからである。なぜなら、彼らにとって問題は、パレスチナ被占領地(イスラエル)のみの解放であり、その他のアラブ諸国の「内政」には干渉せず、ただ彼らの活動を保障せよというものにすぎないからである。レバノンにおいては実質的に権力機構として存在し、一定の地域を統治していたにもかかわらず、それをレバノン左派と結合した革命権力とはせず、ただ被占領地への軍事作戦拠点として確保しようという矛盾した状態にあったのであり、これは帝国主義による分割が残した国境を不

可侵のものとする偏狭な民族主義の故であり、このことによつて逆に「間借り」をしているものが権力としてふるまうことにたいするレバノン側からの反発をもひき出したのではないか。対イスラエル軍事作戦に「便利な」場所として南部レバノンに軍を置いておくと、レバノン人民およびレバノンに住みついたパレスチナ人民の生活を保障し防衛する革命権力の一翼として軍を置いているのでは戦争指導に明白な違いがあらわれる。前者であれば、主力軍への被害を少なくするために別の場所へかたんに移動しうる。後者であればへ寸土をも争う闘いをおこなうだろう。

PFLPはヨルダンでの敗北をつぎのように総括していた。

「プチブル指導部の下に抵抗運動が犯した『ヨルダン民族運動』との関係における誤りは避けなければなりません。／＼パレスチナ抵抗運動と民族解放運動に結集するヨルダンの進歩的・民主的諸勢力との同盟を通じて、パレスチナとヨルダン大衆の団結を再建すること、これが新指導部の最大の関心ある問題となるでしょう。」(前掲書P四四)

一九七〇年以降、レバノン内戦とイスラエル侵略、ベイルート防衛戦をつうじてPFLPはレバノン左派との間でどれだけ団結を強化することができたろうか。

もちろんこのような団結は、政治指導部間の政治協定のみによつてつくりだされるものではなく、ともに血を流し、死線を越えることによつてこそうちかためられるものである。長期にわたる英雄的なベイルート防衛戦を闘いぬいた、パレスチナ解放勢力、レバノン左派勢力、シリア軍、アラブ諸国からの義勇軍として国際的な革命諸組織はともに闘いぬくことによつて文字どおり死線を越えたのだ。

いまやこのしいられた闘いと、にもかかわらずその中で生み出された団結をより意識的なアラブ民族解放運動としてうちかためなければならぬ。そのためにも、中心勢力であるP.L.O.の階級的強化がかちとられなければならない。

PFLPとDFLPは、ファタ分裂と双方の戦闘状態への突入にさいし、ファタ分裂をP.L.O.内部の一つの解放勢力の分裂にとどめてP.L.O.自体の分裂にまで発展させないこと、P.L.O.の統一と強化とをめざしてPFLPとDFLPが統一指導部を形成し、左派勢力をP.L.O.の指導勢力へと形成していくことを表明した。われわれはこれを支持する。なぜなら、P.L.O.の諸勢力がアラブ各国に分散させられている現時点では、P.L.O.の分裂は、一方ではエジプト・サウジアラビア・ヨルダン等反動政権の政治に、他方ではシリア・リビア・イラン等の小ブル民族主義政権の政治に従属せざるをえなくなるからであり、パレスチナ人の唯一合法的な代表として、いわば民族自決を現的に体現しているP.L.O.の独立と自主的・民主的能力の喪失につながるからである。P.L.O.内部でどのようにして左派勢力の指導を貫徹していくのか、これは一貫してPFLP、DFLPに問われつつづけている課題である。

III

さて、アラファトのヨルダン・エジプトへの接近について、日本共産党中央委員会発行『世界政治』(一九八三年三月下旬号)において、成田良雄なる人物はつぎのように述べている。

「P.L.O.の政治解決という路線への転換は、中東・パレスチナ

問題の底流にあった動きの当然の帰結であり、とくに昨年六月のイスラエルのレバノン侵攻という事態のなかから、その転換がはやまったものであった。」(P三)

「こうした事実(P.L.O.がイスラエル侵略を阻止しえず、アラブ諸国が有効な支援をしなかったこと)は、武力によるパレスチナ解放||イスラエル国家の抹殺という戦略が現実の問題として不可能であるということ、また同時に国際的な支持をいっそう結集しうる道理ある展望を提示して、イスラエルとそれを支えるレーガン政権を政治的道義的に包囲することの重要性を明確に示したものにほかならなかった。」(同前)

われわれはこの文章を怒りなしに読むことはできない。日本共産党官本派は口先ではイスラエルの侵略を批判しながら、イスラエルによるパレスチナ・レバノン人民にたいする大量殺りくによつて、P.L.O.のイスラエル承認がはやまった、それを歓迎するといふのだ。この骨の髄まで腐敗しきった集団の投降の呼びかけを、アラブ・パレスチナ人民は決して許さないのである。

この成田某は、同じ雑誌の一九八三年九月号では、上のような立場から、ファタ、反乱派をつぎのように批判している。

「重要なことは、反乱派の主張が、イスラエル抹殺論の立場からイスラエル左派勢力との接触にも反対し、武力によるイスラエル打倒をかかげたものであったことである。こうした主張は、P.L.O.が武力闘争を通じたイスラエルの抹殺によるパレスチナ国家の樹立から、イスラエル国家との共存、政治解決を目指す方向へと転換してきた路線をくつがえそうとするものである。」

(P五一)

この成田某の態度は、官本派のパレスチナ解放闘争にたいする基本的立場からして当然ではある。われわれは『火花』第十六号(一九八二年八月)で、官本派十六回大会での官本発言や決議の犯罪性を暴露し、第十八号(一九八二年十二月)ではつぎのように批判した。

「しかし、イスラエルの血塗られた建国・領土拡張の歴史からいっても、このP.L.O.の主張(国民憲章、十項目綱領)こそ正当だといわなければならない。イスラエルは国際帝国主義とシオニズムのゆ着による一種の「植民地国家」である。そして帝国主義の橋頭堡という点からだけではなく、世界のユダヤ人を入植させるといふイデオロギーそのものからしても、徹頭徹尾、侵略主義・拡張主義である。諸悪の根源は国際帝国主義・イスラエルである。これを不問にして、否、承認することがパレスチナ問題の解決の条件たというのは、そして国連に依存するのは百分帝国主義のイデオロギーである。パレスチナ人の『自決権』の承認は、P.L.O.がいうように、イスラエル国家の解体(パレスチナ人とユダヤ人が共存しうる非宗教的民主国家の樹立)ぬきにはありえない。」(P四)

ここであらためて官本派のいう「中東問題解決の基本」とやらを検討しておこう。十六回大会決議によればそれは以下である。

①イスラエル軍のアラブ占領地域からの全面的撤退、②パレスチナ・アラブ人民の民族的自決権の承認と保障、③一部のイスラエル抹殺論にくみするものではなく、P.L.O.がイスラエルの存在を承認すること。ユダヤ人の自決権を認めること

①の全面撤退というのは、われわれの意見からすれば、というより歴史的事実からすれば、官本派のいうのは部分でしかない。官本

の意見で①を補強すればつぎのようになる。

「一九六七年戦争以降のイスラエルによるアラブ領土の占領継続を許さない」(一九七三年十二月の講演)

これはどういうことかといえ、宮本派は一九六七年の「六日間戦争」(第三次中東戦争)以降をイスラエルによる侵略・占領と認定し、それ以前はイスラエルの当然の領土であり、侵略・占領はなかったと主張しているのである。一九六七年における占領地域は、エジプト領シナイ半島、ガザ地区、シリア領ゴラン高原、ヨルダン領東ジェルザレムとヨルダン川西岸である。これは歴史的にみて占領地の一部にすぎない。

パレスチナ国民憲章第十九条はつぎのとおりである。

「一九四七年のパレスチナ分割とイスラエル国家の樹立は、時の経過にかかわりなく、まったく不法なものである。なぜならそれらは、パレスチナ人民の意志、彼らの祖国におけるその当然の権利に反し、国連憲章に具体化された諸原則、とくに自決の権利と矛盾するものであったからである。」

PLOが不法といっていることを、宮本派は当然と認めているわけだ。これは一九四七年国連総会で採択されたパレスチナ分割決議を宮本派が正当だと承認している結果である。この分割決議は、米帝の英帝にたいする再分割の結果であり、第二次大戦の戦後処理過程であちこちでみられた帝国主義とソ連スターリニズムとの領土分割の結果でもある。これによって米帝は英帝を駆逐してパレスチナを勢力圏とし、ソ連スターリニズムは自国における民族抑圧の一つとしての反ユダヤ主義のはけ口を見出したのである。ソ連内ユダヤ人はソ連における民族抑圧の結果として、かつシオニズム運動

の一環としてソ連から「追放」され「移住」したのである。

つまりソ連共産党は「イスラエル建国」を強力に支持し、第一次中東戦争ではイスラエル側に軍事援助さえおこなったのである。そしてこれにしたがって、宮本派もまた世界の多くの共産党も「イスラエル建国」を支持し、アラブの共産党さえもそれを支持したのである。しかし、これはそこに住む住民の意志をまったく無視した帝国主義とソ連の利害にのみとづく分割であり「建国」であった。このような大国の力をバックに、それと結びついて入植し、そこに住んでいたパレスチナアラブ人百万人を暴力と虐殺によって追いつて「建国」されたシオニスト植民地国家イスラエルは、宮本のいうような「ユダヤ人の民族自決」ではまったくなく、パレスチナアラブ人に対する明白な侵略である。

そうである以上アラブ人民が闘いに立ちあがるのは当然であった。しかし、その結果はよく知られている。この過程でアラブ人民が、アラブの共産党を決定的に見離したのはあたりまえであり、これ以降共産党はアラブにおいてまったく無力のままである。スターリニズムは戦後先進国革命を敗北させたばかりではなく、後進国の民族解放闘争をもブルジョアな反動的民族主義の指導の側に追いやってたのである。それからかろうじてまぬがれたのは、中国・ベトナム・朝鮮のみであった。PFLPが、マルクスレーニン主義者の組織としての第一歩を毛沢東主義者として開始したのはそれ相応の意味があったのである。

これらの事情からして、アラブの闘争、パレスチナの闘争は第二次大戦後一貫して、民族主義者に指導されてきた。ナゼリズム、パース党、種々のイスラム宗教政治組織等である。このことは、それ

ぞれの革命の発展段階が民族民主革命であるといったことに規定されて

いるのではまったくなく、ロシア革命以降はいついとしてわきおこった民族運動とその内部に生まれた共産主義の運動をスターリニズムがことごとく壊滅においやったというこの負の遺産である。そのためにパレスチナ解放運動も種々の反動政権や小ブル政権、はては帝国主義との間で動揺しつづけてきたのである。アラブ民族主義運動から成長してきたPFLPがいままたソ連の党にたいして追随するとすれば、ふたたび同じ誤りをくりかえすことになるだろう。さて、宮本派の原則①は、歴史的事実にほおかむりした詭弁であることがわかった。つぎに③をみておこう。ここで主張されているイスラエル抹殺論なるものは、ナチスによるユダヤ人抹殺の悲惨さからめたデマゴギーである。宮本派は、国際帝国主義と結びついたシオニズムによって樹立された植民地国家を全世界に存在しているユダヤ人とユダヤ人問題を故意にか、小ブル的偏見によってか混同している。

PLO政治綱領は「第五章 民主的パレスチナ国家」でつぎのように述べている。

「パレスチナの武装闘争は、ユダヤ人に対する、人種的な闘争でも宗教的な闘争でもない。それゆえにこそシオニスト植民地主義から解放された将来のパレスチナ国家は、民主的パレスチナ国家となり、そこで平和に暮らすことを望むものは、ヨルダン川兩岸の人民の統一を重要な前提とした、アラブ民族の民族的解放と完全な統一という大目標の枠内で、平等な権利と義務とを享受することになるのである。」(『アラブゲリラと世界赤軍

』P二四六)

つぎにPFLPの綱領的見解を引用する。

「しかし解放戦争の真の性格は、いくつかの要因によってより歪曲されてきた。まず第一にシオニズム運動の高揚は、ヨーロッパでのユダヤ人の迫害と切り離して考えられないということがあり、さらには、イスラエルの誕生は、第二次大戦中のナチスのユダヤ人に対する虐殺行為をめぐっておこったということがある。これらに加えて、帝国主義とシオニズムの影響力は大きく世界を支配していたし、またイスラエルの中には進歩的で社会主義的であり、ソ連や社会主義諸国がイスラエルの建国を支持するように主張した勢力が存在していたことである。これらすべてがパレスチナ、アラブの一部の指導者達が、イスラエルに対する闘いの提起の仕方を誤ったのがあって、われわれの解放闘争の本質は歪曲されてきたし、なお多くの人々に解放戦争に対する誤った見方を与えている。パレスチナ民族解放運動は、ユダヤ人に対して侵略的な意図をもつ人種問題ではない。それはユダヤ人に鉾先を向けるものではない。その目的は、軍事的、政治的、経済的存在としてのイスラエル国家の解体である。」(同前P一三〇)

「パレスチナ解放運動の目的は、パレスチナに民主主義的的民族国家を建設することである。そこでは、アラブ人もユダヤ人も平等の権利と義務をもった市民として生活できるであろう。イスラエルは、われわれの闘いをイスラエルに対する人種戦争としてとらえ、あらゆるユダヤ人を排除し、海にほうり込もうとしているという具合に描き出そうとしている。」(同前)

「シオニストはヨーロッパにおいて、ユダヤ人ブルジョアとヨ

ヨーロッパ人ブルジョアとの利益矛盾から、論理的帰結としてひき起されたものであり、それ自体侵略的な存在である。ヨーロッパ人ブルジョアは、自国の内部に完全な統制権を得ようともくろんでいた。同時にヨーロッパのユダヤ人ブルジョアも自分たちが自由にふるまえる場をさがしていた。ヨーロッパ人ブルジョアがナチスに近づき、ヨーロッパのユダヤ人ブルジョアもシオニズムに近づいていった。……イスラエル国家が生まれた動因、方法、その役割、進路、その運命は、かつてヨーロッパのブルジョアジーによって、ただの一度も同化する権利がなかったヨーロッパにおけるユダヤ人の資産階級およびユダヤ人の資本家と基本的にかたく結びついているものである。」(同前 P二二九)

官本派がいかに思わせぶりに語る「一部のイスラエル抹殺論」とはなにをさしているのか？ いずれにせよわれわれは、イスラエルシオニスト植民地国家解体・パレスチナ民主国家樹立を支持する。

つぎに②と③について検討しよう。官本派はパレスチナ人の民族自決とユダヤ人の民族自決とを並列において語っている。まず、世界各地に存在しているユダヤ人を一つのまとめた民族と考えることはできない。ユダヤ人を明確に民族的、人種的なものとしたのは、ナチズムとシオニズムである。「ユダヤ人」は基本的に「ユダヤ教徒」のことである。したがって、言語、人種等まったく異なっている。イスラエルにおいては、ヨーロッパ系ユダヤ人(アシケナーシ)とアジア系ユダヤ人(セファルディ)との間には厳然たる差別がある。

するのはまったくの排外主義者、大国主義者である。

イスラエルのユダヤ人左翼が、マルクス主義者・革命家たらんとするかぎり、彼らは、パレスチナ人とユダヤ人との実質的な完全な平等を要求し、パレスチナ人民の自決権を承認し、併合・入植地建設に反対して闘うことが無条件の義務である。これはシオニズムを打倒する以外に実現しえない。もし彼らがそれをおこなわないならば彼ら自身シオニストである。

以上、各項目ごとに官本派の主張の内容を検討してきたわけだが、①自体の実現が現在のシオニスト国家を前提にして本当に現実的なものであるか。否である。にもかかわらず官本一派はシオニスト国家を承認せよという。明らかに①はただの飾りである。彼らの主張の現在の意味は、軍事的に弱体化したPLOにたいし、かきかかってシオニスト承認を要求することにある。これは米帝やアラブ反動と同一の立場に立っていることを示している。官本派の「中東問題解決の基本」は徹頭徹尾反動的なものである。アラブ人民を国際帝国主義とシオニズムによる搾取・収奪・圧制のもとにおきつつけることを要求するものであり、これは帝国主義の「解決策」である。このような官本派の影響から日本のプロレタリアートを解放することとはわれわれの文字どりの国際主義的義務である。

IV

われわれは、①PLOをパレスチナ人民の唯一合法的な代表と承認、②イスラエルシオニスト植民地国家解体・パレスチナ民主国家樹立支持、を主張する。①は、ヨルダン川西岸やガザ地区等でシ

存在している。シオニズムは、ユダヤ人問題の解決ではなく、諸国からユダヤ人を追放させ、イスラエルに送りこむために反ユダヤ主義に迎合し、それを温存しているのである。PLOはユダヤ人問題の解決についてつぎのように主張している。

「国際的なユダヤ人問題の解決とは、経済関係を変革し、アメリカやヨーロッパに、ユダヤ人が他の少数グループとともに第一等の市民として生きることができ、社会のさまざまな責務を平等に分担しながら、実践的なユダヤ人として祈り、行動し、結婚し、個人的成長を上げていく真に民主的で進歩的な社会をつくり出すことなのである。」(前出P二五四)

ここで語られているように、まず第一に宗教上の差別をなくし、完全な平等を、実質的に保障すること、第二に資本主義の発展そのものが不断に反ユダヤ主義を生み出す以上、それを廃絶することが根本である。先進資本主義諸国とくにヨーロッパの反ユダヤ主義とイスラエルのシオニズムとは補完関係にある。

したがって、官本派のいっている「ユダヤ人の民族自決」は、まったくのデタラメかまたは、シオニスト植民地国家を認めよということである。

つぎに、「民族自決」について、レーニンは「分離の自由」と明確に規定している。さらにその前提には「抑圧民族と被抑圧民族との区別」をはっきりさせることを要求し、抑圧民族にたいして被抑圧民族の分離の自由を承認することを義務づけた。ユダヤ人一般を抑圧民族とはいえないとしても、イスラエルに入植したユダヤ人たちは明らかに抑圧者である。レーニンは、被抑圧民族の民族自決を問題にしたのであり、抑圧民族・抑圧者の「民族」自決を問題に

オニストが画策しているような「カイライグ」代表や、ましてやヨルダン反動のフセインなどに代表させることはありえないということである。②は、イスラエルが国際帝国主義とりわけ米帝と全世界にわたるシオニズム運動にささえられている以上、全世界のプロレタリアートの闘いと結びつくことが不可避である。米帝は、一方ではシオニズム運動をつうじてイスラエルと結びつき、もう一方では巨大石油独占体をつうじてアラブ反動政権と結びついている。そして双方への軍事援助を強化し、双方によってアラブ人民にたいする支配・収奪を貫徹し石油資源を支配している。英米独仏伊日による二度にわたる帝国主義戦争は、アラブ地域の領土分割・再分割をおこない、イスラエルという植民地国家と、帝国主義間の力関係に際じた国境線を残した。シオニスト国家解体はその他のアラブ反動政権打倒と結びつくことによつてしか実現しえない。パレスチナ民主国家は、その他の地域との国境を住民の共感と意志にもとづいて民主的に決定することも意味している。もちろん、アラブ全域における単一共和制、さらには世界プロレタリアート独裁・単一共和制が基本的な樹立目標である。パレスチナ民主国家は、シオニズムをささえている国際金融資本(モルガン、ロスチャイルド等)の支配をうちたおし、それと結びついているブルジョアジーの支配をうちたおさなければ、安全かつ安定とはいえない。したがって、それをなしうるプロレタリアートの党の指導がなければ、樹立しえないか、または崩壊する。

米帝は、暴走軍事介入、直接侵略を強化しつつあり、沖縄をはじめとする日本の基地はその戦争体制をささえる重要拠点となり、日帝はそれと連動して共同軍事行動を実践化しつつある。日米侵略

反革命同盟を粉砕し、日帝を打倒することは、アラブ・パレスチナ革命と連帯するわれわれの義務である。

ところで、第四インターはつぎのように主張している。

「シオニスト国家イスラエルを打倒することなくしてユダヤ人労働者大衆をふくむパレスチナ人民の解放は絶対にありえない。そしてこのアラブ世界の人民大衆の国際的規模での闘いだけが、シオニスト国家打倒、この地域のすべての民族の自決権を承認するアラブ社会主義共和国連邦の樹立、の展望を切り開くことができる。」（『世界革命』一九八四年一月）

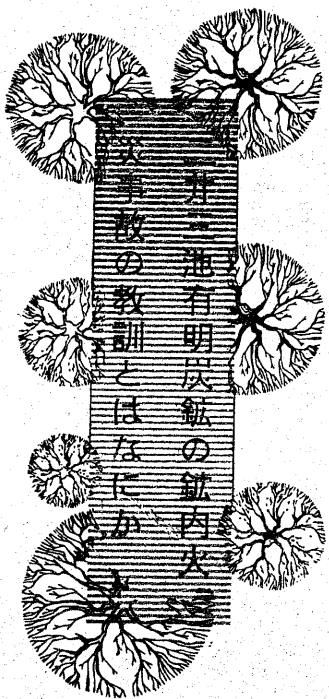
この見解についてわれわれは三点注意しておきたい。その一は、「ユダヤ人労働者大衆をふくむパレスチナ人民」とことさらつけ加えている点。その二は、「この地域のすべての民族の自決権」としている点。その三は、「社会主義共和国連邦」。

第一と第二は同じ問題であるが、彼らはパレスチナアラブ人民と入植したユダヤ人とをまったく同じパレスチナ人民と規定している。官本派批判で述べたが、双方の「民族的」抑圧・被抑圧の関係を彼らは無視している。そこから当然にも「すべての民族の自決権」をもち出している。これも官本派批判で述べたのでくりかえさないが、これはマルクスレーニン主義の民族自決とは無縁の思想である。「すべての民族自決」は、したがって各民族国家ごとの連邦を原則として主張することにつながる。これは民族的差異を絶対化・普遍化する小ブル的偏見、民族的利己主義そのものである。レーニン主義は諸民族の自由な、強制にもとづかない融合を主張する。分離の自由の承認を前提として基本的な国家形態は単一共和制である。彼らは「すべての民族の自決」という。どういうことか？ 彼ら

のヨーロッパでの仲間もつと卒直である。「イスラエル人も民族自決権を認めよ」と。パレスチナ問題においても、この連中が官本派と同じ穴のムジナであることがわかる。したがって、スターリニスト系共産党と同じく彼らも無力でありつづけている。

中核派のパレスチナ解放闘争にたいする態度についていくつか指摘しておきたい。第一は、人民一般、ないしP.L.Oの闘いの評価が存在し、民族主義批判が存在し、スターリニズム批判が存在している。しかし、パレスチナ解放勢力の左派、マルクスレーニン主義を指導思想としている部分への評価が存在しない。いまのところ、スターリニスト党という批判はくだしていないようであるが、第二は、樹立すべき国家・権力についての考察がない。第三に、したがって「パレスチナ解放」とは、米帝に全面支援された現にある国家イスラエルの解体以外にないが故に、戦後世界体制の根底的変革以外にはない（『共産主義者』第五八号、P一一五）と、パレスチナの特異性・具体性を分析せず、世界革命一般に解消している。どちらかといえば、引用した文章は同義反復ではないだろうか？ 第四に、連帯の基準が、武装闘争・革命戦争という戦術・闘争形態になっている。もちろんこれ自体についてはわれわれはまったく異議はない。しかしわれわれ自身の指導思想の総括として「人民戦争をめぐる攻防こそが、全世界の革命と反革命を分つ分水嶺であり、人民戦争の進展こそが、とりもなおさず世界革命の発展の流れなのである」（『序章』第六号一九七一年十月―秋田論文）と、人民戦争・革命戦争による結合を考えていたこと、これ自体は現在なお結合の不可欠の条件であるが、その中にわれわれ自身の限界としての戦略・戦術主義があったこと、そしてこれは権力・国家形態、さらには民族問題に關す

る考察・教訓化をさまたげたことを指摘しておきたい。



I
資本制生産下での炭鉱の歴史は大規模事故の歴史である。八四年一月一八日、この悲惨な歴史に新たな一頁が書き加えられた。全国屈指の「優良」・「安全」(一)鉱たる有明鉱での坑内火災事故は八三名の命を奪い、幾多のCO中毒患者をつくりだした。かの六三年の三池三川鉱における炭塵爆発によって四五八名の死者を出してからも、同年、糠炭鉱ガス爆発で死者一〇名、六五年、北炭夕張炭鉱ガス爆発で死者六二名、伊王島海底炭鉱ガス爆発で死者三〇人、山野炭鉱のガス爆発で死者二三人、八一年、三川炭鉱落盤事故で六名の死者、同年の北炭夕張新鉱のガス突出事故で死者九三人、そして今回の事故である。

II
大事故のたびにジャーナリズムは事故の責任を云々し、各企業に安全対策の徹底を求め、またそのつど各企業は安全・保安体制の強化を誓い、しかも忘れず社員・鉱夫への教育、即ち管理、締めつけの強化と組合運動の抑圧を宣言し、そして大事故はくり返されてきた。

III
事故をめぐる様々な評論がなされたが、次の点が指摘されている。
1、政府が決めている年間二〇〇〇万トン出炭計画——このうち三池鉱業所の割り当ては五〇〇万トン——の未達成が八一年以来続い

ており、そのため猛烈な出炭第一主義がまかり通り、相当の無理を労働者に強いてきていたこと。

2、徹底した合理化の中で、保安要員が著しく削減され、避難訓練等もおざなりになっていたこと

3、最新の保安設備——煙感知器等各種センサー、これらをコンピュータで集中管理する制御システム等——ということが強力にプロパガンダされ、1、2の中でこれによりかかる体制になっていたこと

この1、2、3にかんしては次のような証言がなされている。

「ちょっとした風邪ぐらいで休もうものならどやしつけられる」

（ある下請労働者の話し『赤旗評論特集版』84.2.6.p.25）

「目標を下回ると周りの雰囲気が変わる。あと何メートル掘れと直接いわれるわけではないが、休みがとりづらくなり、つい連続出勤することになる」（ある下請労働者の話し『毎日新聞』84.1.25）

「切り羽（採炭現場）で機械を動かしたる時に『避難せよ』といわれても『また訓練じゃろ。まことに掘ってから行こう』というケースが多い。オオカミ少年みたいなので、今度もそれで逃げ遅れたんじゃないかろうか。現場では『少しでもスミを出さないかん』という気持の方が強かけんねえ」（ある労働者の話し『同上』）

「ガス感知器はそりゃ性能はいい。ガスが一定の基準を超えるとちゃんと自動的に停電してそれとわかる仕掛けになっている。しかし、本来の基準どうりにしておくと、それこそ頻繁に感知器が反応して困るタイ。そこで、基準をちょいとばかし引き上げてお

けば（感知器が）鳴らんごとなる。『それでも大丈夫じゃろ』というわけですよ」（保安のベテランO.Bの話し『同上』）

「コンベヤーベルトの下にボタが落ちるとベルトにこすってこげたにおいがします。何べんもそんなことがあると余り関心を持たなくなりません。ベルト当番に『おい、もゆっぞ』というも五台も受け持つるので回りきれん』という答えが返ってくるのです。私も何回か消火したことがあります。が坑内火災がこんなに怖いものとは思いませんでした」（職場ピラより『同上』）

事故当時の「最新」設備の働き具合や会社の対応もこれを証している。

「遅かった通報—最初は、ボヤ程度、誤報と打ち消す連絡も」

（『日本経済新聞』84.1.19.）

「設備通信、運用に落ちるか—安全装置、作動せず、発火後もコンベヤー動く」（『同上』84.1.20）

「出火時間に疑問—組合側『会社発表より早かった』」（『毎日新聞』84.1.22）

「煙感知器—五分間作動せず」（『日本経済新聞』84.1.24）

「救命箱にカギ、使えず—救急センターも欠陥」（『毎日新聞』84.1.28（夕））

III

「蓄積せよ、蓄積せよ、……蓄積のための蓄積、生産のための生産」（『資本論』）——このスローガンの下で推進される資本制

生産の発展は、プロレタリアートの側への「貧困・労働苦・奴隷状態・無知・野生化および道德的墮落の蓄積」（同上）を伴っているが、これが炭鉱において程露骨にあらわれるところはない。

石炭業が高い利潤率を望むことには大きな困難がある。膨大な不変資本（とくに固定資本）が必要であり、かつそれは掘りすすめばすすむ程増大していかざるをえず、また他方、大量の労働力を必要としつつ、相対的剰余価値生産の発展の速度は遅く、剰余価値率は低い。この石炭業が、明治維新以来の日本資本主義発展の中で、大きな位置を、即ち、財閥—独占の発展の中心的地位をもち、高い独占利潤を生みだしたのは何よりも独占体制（独占価格の形成・維持）、著しい低賃金、労働の強化、徹底した強搾取体制（納屋制度、囚人労働等を想起せよ）によっている。石炭エネルギーが資本制生産を根本で支えるものであったからこそかかる体制は維持されてきたのであった。第二次大戦直後の傾斜生産方式下でどれ程膨大な国家による資金援助がなされたことか！

一九六〇年代からの石油エネルギーへのドラスティックな転換—石炭産業の崩壊の中でも中小資本の炭鉱はほぼ壊滅する一方、独占数社への資金援助は続けられ、独占体の温存がはかられる。とはいえ、エネルギー資源の中心的地位は完全に喪失した以上、各独占企業はそれぞれ独自の必死の延命策を余儀なくされる。こうして徹底した合理化—人べらし、搾取の強化、労働者管理の強化、労働（組合）運動の封殺等が強行される。

保安。安全体制が整備されていくといっても、採炭条件がますます悪化していく下でのものであり、結局は、より悪化する労働条件

を形だけ緩和する後追いのものではない。

谷川雁が今回の事故後、次のように告発しているのは当をえてい

る。「石炭産業はサラ金業者に似ている。サラ金は高い金利でとても返せない人に金を貸し、おどし、すかしながら利益をまきあげていく。それでも生ずるこげつき部分の危険負担を借りる人間に押しつけるやり方を、一般の金融機関がどっと金を貸して支える。／＼石炭業も同様に、本来は人間をあたりまえにあつかうからもうからないから、あたりまえにあつかわれないことで繁栄してきたのだ」（『朝日ジャーナル』84.2.3）

事故から一週間後、自らの利害をしっかりとわきまえた独占ブルジョアどもは通産省—国家諸機関をまきこんで早々と三井石炭鉱業への支援体制を決めた。三〇〇四〇億円を緊急に融資するといふものである（『日本経済新聞』1.28）、遺族たちにながしかの涙金を与え、その金をも巧みに回収しつつ、三井独占資本は再び新たな、大量のプロレタリアートの血を吸いはじめるであろう。

IV

こうした独占資本の攻撃に対してプロレタリアートは自らの身の安全の保障を決して資本に託すわけにはいかない。

かの三池大争議は先にみた転換過程の頂点での労資決戦であった。ここでの労働運動の敗北、労働組合の分裂—御用組合の発生と発展の中で遂行された労務管理の強化、労働強化の際限のない促進

は六三年の重大事故の背景をなしている。今回の事故においても、有明鉱では御用組合+新労が中心であり、その意味でも、つまり労働運動がないという意味でも優良鉱であった。

さらに注目しておく必要のあるのは、死者八三名の半数以上たる四二名が下請労働者であったことである。新労働組合員と歴然たる格差のある賃金と、より劣悪な労働条件下にあるこれらの下請労働者の大量の存在は、意識的な強力な労働(組合)運動が存在せぬかぎり労働者の分断を固定化させ、ただでさえ劣悪な労働環境を固定化させる一因となっている。

どんなさやかな改良の要求も直接に労働者の命にかかわっており、その要求の実現を資本におまかせするのではなく実のあるものとして実現するためには強力な労働組合運動の存在が不可欠である。ここにおいて、労働情報グループや第四インターのように、単に原則的な労働組合運動、階級的労働運動を対置するだけでは決定的に不十分である。

なぜか?

V

今日、日本資本主義の発展を支えるエネルギー資源の中で、石油が約七五%、石炭はわずか一六%を占めるにすぎない。しかも石炭価格は高く、政府援助を不可欠としている。では何故に政府は出炭計画を決め、その水準を強力的に(政府の財政援助をもって)維持しつづけているのか?三井、三菱、北炭(三井系)等の独占数は

政府からの援助を引きだしつつ、なぜ石炭業部門を維持しつづけているのか?

代々木流の説明、即ち国家と独占の癒着の下での国家による独占の救済だ、というだけでは不十分である。

第一に確認すべきは、エネルギー資源として現在のところ一定の量を産出しうるものとしてはほぼ唯一といってよい石炭を可能なかぎり保持しなければならぬといういわば総資本的要請である。どんなに小さな割合であれ、また技術的にみて直接的な石油の代替はきかないとしても、自ら産出しうるものとして石炭はやはり貴重なエネルギー資源であり、年間二〇〇〇万トン体制を維持していくことによつて危急の際にはそれを基盤としてより以上の産出体制を保障するということである。〇から二〇〇〇は直ちには不可能であるが二〇〇〇から四〇〇〇というのは可能な数字であろう。

第二は個々の独占の利害にかかわることである。広大な土地を持ち、地下―海底一〇〇〇メートルの、しかも脆弱な地層から採成しうるという高度で特殊な技術の集積を持ち、また一つの独占体として種々様々の他の諸産業部門との結びつき、絡みあいを持つこれらの独占体としての炭鉱会社は、できるかぎり当該部門を維持していきたいつづ、他の新たな部門への転換への、あるいは他国への資本進出への条件を形成し、チャンスをつかっているのである。例えば、ますます脚光をあびつつある海底資源の獲得競争にこれらの独占企業は有利な条件を持って参画しているのである。それ故に、独占ブルジョアどもは、炭鉱プロレタリアートの全体を文字通りいつでもそっくり放りだす用意をもっているのであるが、それは決して単に

消えゆく部門だから、というようなものではないのである。

かかる諸独占体の動向、即ち、斜陽産業としての、消えつつある部門としての、消極的、防衛的な面だけではなく、国家―独占総体の中での能動的、積極的な動向を踏まえて闘うことぬきに、労使運命共同体幻想をふりまく独占に、そしてそれに屈服していく帝国主義的労働運動潮流のうち勝つことはできない。爛熟した国家独占資本主義としての、帝国主義としての日本資本主義の下にあるプロレタリアートはどんなところにあつても、直接的な国際的絡みあいの中にあり、それ故、独占の個々の悪業と闘うだけでなく、そのこと

を通じて独占の、資本の支配そのものに鉾先を向けて闘うことが絶対に必要であり、排外主義と闘い、国際的結合を求めて闘うことが必要である。

資本の支配の新たなイケニエに供された八三名の命に対し、われわれは誓おう。われわれはまだまだまったく微力であるが、しかし必ずプロレタリアートの非合法党―新たなインターを創建し、帝国主義―資本主義の支配をくつがえし、悲惨な労働者の犠牲祭を一扫することを。

自治労「84国民春闘方針案」批判

I 全体の基調について

公務員共闘・自治労はつぎのように主張する。

「雇用者(賃金)をひきあげることこそ、内需拡大による日本経済の健全な発展を保障する途です」(『方針案』)

しかし、一般的にいって、質上げは利潤(剰余価値)を低下させ、資本の投資意欲を減退させ、だから「(賃金)をひきあげること」は、「内需拡大による日本経済の健全な発展」とはならず、過剰となつた資本は輸出へ向うであろう。

資本家が「生産性基準原理」をもって、「賃金抑制↓利潤(剰余



価値)の増加↓景気回復」を断固として主張しているのは、だから正しいのである。労働者階級の賃上げと、「日本経済の健全な発展」(景気回復)とは一致しないのである。

もとより、労働者にとって、「健全」か「不健全」か、あるいは「内需」か「外需」かといったこと自体は関係のないことである。関係あるのは、それが及ぼす影響(失業・貧困・圧迫・隷属・搾取・労災・生活苦の増加)である。労働者階級はだから、いつでも独自に、賃上げ、長時間労働、また労働密度の強化に反対する闘いを組織しなければならぬ。

しかるに、公務員共闘・自治労の労働官僚どもは、賃上げ等を「内需拡大↓日本経済の発展」という理由づけでもって提起している。まさに、資本家にコピを売って、そのおこぼれにあずかるうという奴隷根性そのものである。

『方針案』の全体を貫いているのは、こうした階級協調主義と奴隷根性に他ならない。

Ⅱ 人勧闘争の「総括」について

八二年の人勧凍結、八三年の値切りについて、公務員共闘・自治労は「実質的に人事院勧告制度の空洞化」であり、「不法であり、違憲である」(『方針案』)とする。

なんと弱々しい弾劾であるか? 彼らは政府の賃金抑制攻撃に、「制度の空洞化」とか「違憲」という形で対応している。

しかし、ついこのまえまでは、「人勧制度」そのものが「違憲」であるといってきたのではなかったのか?

だから、彼らの対応は、ブルジョア憲法の欺瞞性を暴露するかわりに、それへ屈服していることを示している。

八三年秋期闘争(人勧闘争)について、彼らは「組合の全力を集中してきました」。「最大の山場では統一ストライキを成功させ……中央・地方での闘いを大きく発展させることができました」(『総括へ案』)と自画自賛する。しかし、一方では、「絶対多数の自民党勢力とそれを背景とする自民党の臨調路線と賃金抑制のなかで実現にいたらず」「ストライキの結果は、前進的回答をひきだすにたらず」(同前)と述べている。

以上から明らかなく、「組織の全力を集中し」「ストライキを成功させ」「闘いを大きく発展させ」たにもかかわらず、「絶対多数の自民党」とその「臨調路線」「賃金抑制」とのまえて敗北したというのが、彼らの総括のすべてである。しかし、「絶対多数の自民党」「臨調路線」「賃金抑制(攻撃)」は初めからわかっていたことである。したがって、それと対決するために闘いを組織することが、人勧闘争の課題だったはずである。

とすれば、闘いそのものの敗北が総括されなければならない。

公務員共闘・自治労は「組織の全力を集中した」というが、実際にやったことは、署名運動や、国会への請願行動だけである。また「ストライキを成功させ」とは、九月五日のストライキを理由にない理由(話し合いの継続)をもって延期し、敗北が明らかとなった十月七日にやっと、アリバイ的におこなったものでしかなかった。彼らは、以上のことについては、なんの根本的総括をしていないのである。

公務員労働者の雇い主はブルジョア国家(——地方自治体)である。

だから、賃上げ等の実現は、労働者階級のブルジョア国家にたいする全体的闘いの副産物であることを忘れないようにしなければならぬ。

八三年秋期闘争が敗北したのは、むずかしい理由によってではなく、単純な理由によってである。それはただ、断固たる労働者大衆の実力闘争を組織せず、労働者階級の運動全体と結びつきえなかったからである。

Ⅲ 「官民統一闘争」と「ストライキ」について

公務員共闘・自治労は、84春闘を「官民統一闘争」として提起している。

これは「八三年秋期闘争の継続」ということで位置づけられている。つまり、人勧闘争で実現しえなかった分も、84春闘でかちとろうというのである。

ところで七三〜七四年にかけて「人勧体制の打破・労使の団体交渉による賃金決定をめざし、闘争の重点を春闘に移す」といって、春闘への合流を組織したのは彼らである。それは、「春闘で公務員賃金を決めることができます」という結果に終っている。

これは春闘そのものが、対政府交渉を中心とし、労働者階級の闘

いを取り引きの圧力としてしか組織しえなかったことの必然である。

ブルジョアジーと政府は、労働者階級がたとえ春闘という形ではあれ、統一した実力闘争をなよりも恐れたから、人勧制度に固執したのである。そして、公務員共闘・自治労の労働官僚どもも、自己の延命から、革命的闘争を呼びかけることができなかつたのである。このことについて無総括のまま、ふたたび「官民統一闘争」を提起しても、まったく空文句である。それは結局、つぎのような主張に帰結する。

「官民統一闘争による春闘山場での完全実施の約束を獲得するため公務員共闘とともに闘います」「政府交渉、当局交渉を積み上げ、春闘段階で人勧・仲裁完全実施の明確な約束を獲得するためたたい、その確約を基盤に人勧期闘争を経て閣議決定期には最大限のストライキ闘争を展開します」(『方針案』)すなわち、「官民統一闘争」は無内容であり、ストライキは「交渉」の圧力手段としてしか位置づけていないのである。彼らはふたたび同じ誤りをくりかえそうとしている。

自覚した労働者は、こうした裏切りを許さず、「官民統一闘争」(大衆行動、ストライキ等)にあくまで労働者階級の一員として実力決起していかねばならぬ。



火花 第三一號

発行日 一九八四年三月一日

編集発行 共産主義者同盟(火花)

定価 三〇〇円